



# 鳥取県公報

令和7年3月11日（火）  
第9676号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良法による換地処分（115）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	公有水面の埋立ての免許（116）（河川課）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（117）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船岡地区（志子部工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年3月11日

鳥取県東部農林事務所長 鈴木 仁

## 鳥取県告示第116号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

令和7年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 免許の日

令和7年2月25日

### 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取市東町一丁目220

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

鳥取市賀露町字西浜1757-1221、1757-1275及び1757-1306地先

#### (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から④の地点に至る昭和61年秋分の日の満潮位（T. Pプラス0.42メートル）における公有水面と陸地との境界線、④の地点と⑤の地点とを結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鳥取市三津二等三角点（北緯35度31分6秒2677、東経134度8分20秒5663）から41度5分56秒、1,824.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から3度53分33秒、49.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から93度53分35秒、52.71メートルの地点

④の地点 ③の地点から183度54分29秒、39.56メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から262度54分34秒、27.89メートルの地点

#### (3) 面積

2,350.63平方メートル

### 4 埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 位置

鳥取市賀露町字西浜1757-1205、1757-1221、1757-1275及び1757-1306地先

#### (2) 区域

次の各地点のうち㊸の地点から㊹の地点までを順次に結んだ線、㊹の地点から㊺の地点に至る昭和61年秋分の日の満潮位（T. Pプラス0.42メートル）における公有水面と陸地との境界線、㊺の地点から㊻の地点までを順次に結んだ線及び㊸の地点と㊻の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 鳥取市三津二等三角点（北緯35度31分6秒2677、東経134度8分20秒5663）から40度40分33秒、1,810.22メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から3度53分36秒、72.50メートルの地点

㊻の地点 ㊹の地点から93度53分33秒、72.19メートルの地点

㊦の地点 ㊧の地点から183度54分28秒、59.03メートルの地点

㊨の地点 ㊩の地点から262度54分34秒、27.89メートルの地点

㊪の地点 ㊫の地点から263度34分19秒、36.76メートルの地点

(3) 面積

4,754.77平方メートル

5 埋立地の用途

空港用地

鳥取県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株 式 会 社 r e g i n e l l	米子市日野町 161	グループホームひつじ雲	米子市福市1910	共同生活援助	令和7年3月1日

**公 告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和7年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和7年7月6日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和7年9月14日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和7年7月27日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和7年10月12日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

#### 4 受験申込手続

インターネットにより行うこと。なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

##### （1）受付期間

令和7年4月1日（火）午前10時から同月14日（月）午後4時まで

##### （2）申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

#### 5 合格者の発表及び可否の通知

令和7年12月2日（火）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、同年8月25日（月）（予定）に同様の方法で通知する。

#### 6 その他

（1）設計製図の試験の課題は、二級建築士試験については令和7年6月18日（水）（予定）から、木造建築士試験については令和7年6月25日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

##### （2）受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

##### （3）問合せ先

ア 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 東京都千代田区紀尾井町3-6 電話050-3645-8422

イ 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市的場二丁目86-1 電話0857-32-8777

（4）この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

（5）受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3645-8422）にその旨を申し出ること。